

## 安田町キャラクターデザイン使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安田町キャラクターデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めた基本デザイン（別紙）及び町長が認めるその展開デザインのことをいう。

### (デザインの変更)

第3条 デザインは、そのイメージを損なわない範囲において、自由に変更することができる。

2 前項のデザインの使用に関する一切の権利は町に属する。

### (使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、安田町キャラクターデザイン使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合は、この限りでない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 国又は高知県等の公的団体が使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (7) その他町長が使用について適当と認めたとき。

### (使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
  - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (5) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) キャラクターを第7条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
  - (7) その他町長が使用について不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、安田町キャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用承認番号「Yasuda town antarou〇〇〇〇」(省略形 YTA〇〇〇〇でも可)を表示すること。  
表示できない場合は、使用の申請の際にその旨記載すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクターを使用した物品等について、そのサンプル等を町長に提出すること。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ安田町キャラクターデザイン使用変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、承認通知書により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。
  - 4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第10条 町は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

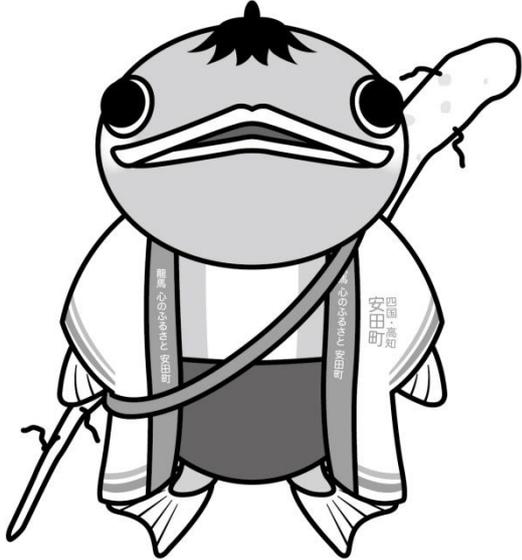
別紙（第2条関係）

安田町キャラクター「安田朗」の基本デザインと色彩

【カラーの場合】

|   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
|  | 輪郭・へた・目    | K100            |
|   | 体、法被、ヒレ    | C0・M0・Y0・K0     |
|   | 体          | C20・M10         |
|   | 頬          | Y25             |
|   | くちびる       | M50・Y50         |
|   | 口の中        | C50・M50・Y25     |
|   | 法被の襟幅・柄・文字 | C75・M37         |
|   | 法被の柄       | C70・Y88         |
|   | 自然薯（本体）    | M25・Y50         |
|   | 自然薯（模様）    | M37・Y75         |
|   | 自然薯（紐）     | C25・M60・Y50・K20 |
|   | パンツ        | M75・Y86         |

【モノクロの場合】

|   |                  |      |
|---|------------------|------|
|  | 輪郭・へた・目          | K100 |
|   | 体、法被、ヒレ…白色部分     | K0   |
|   | 体                | K25  |
|   | 頬                | K15  |
|   | くちびる             | K0   |
|   | 口の中              | K75  |
|   | 法被の襟幅・柄…灰色(濃)・文字 | K50  |
|   | 法被の柄…灰色(薄)       | K35  |
|   | 自然薯（本体）          | K0   |
|   | 自然薯（模様）          | K15  |
|   | 紐                | K50  |
|   | パンツ              | K75  |

安田町イメージキャラクター使用申請書

年 月 日

安田町長 様

使用者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

なお、安田町イメージキャラクター使用に関する要綱第5条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第9条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

|   |               |  |
|---|---------------|--|
| 使用物件  |               |  |
| 使用目的  |               |  |
| 具体的な内容<br>（数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載） |               |  |
| 使用期間  | 年 月 日 ～ 年 月 日 |  |
| キャラクター名・使用承認番号の記載場所                           |               |  |
| 連絡先   | 担当者名          |  |
|   | 住所            |  |
|   | 電話番号          |  |

※添付書類

- 1 企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- 2 申請者の概要
- 3 その他参考資料

第 号  
年 月 日

（使用者） 様

安田町長 印

安田町イメージキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のありました安田町イメージキャラクターデザインの使用（変更）について、承認します。

なお、次に掲げる事項を遵守してください。

- （1） 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- （2） 町が定めた基本デザイン及び町長が認めた展開デザイン等を正しく使用すること。
- （3） キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- （4） 使用者は、安田町イメージキャラクターデザイン使用に関する要綱の規定に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （5） 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- （6） キャラクターを使用した物品等について、そのサンプル等を提出すること。

|      |               |
|------|---------------|
| 承認期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 承認番号 |               |

様式第3号（第8条関係）

安田町イメージキャラクター使用変更申請書

年 月 日

安田町長 様

使用者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

年 月 日付 第 号で承認を受けた安田町イメージキャラクターデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、安田町イメージキャラクター使用に関する要綱第4条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第9条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 変 更 内 容 | (変更前) |  |
|         | (変更後) |  |
| 変 更 理 由 |       |  |
| 連 絡 先   | 担当者名  |  |
|         | 住 所   |  |
|         | 電話番号  |  |

※添付書類

- 1 企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- 2 その他参考資料